

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員が働きやすい環境をつくることによって全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

■ 計画期間 平成23年7月1日～平成25年6月30日 (3年間)

■ 計画内容

妊娠中や出産後の女性社員の健康の確保について、各種制度の周知や情報提供及び相談体制の整備を図る

【対策】

平成23年7月～

育児休業後における原職、又は原職担当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し

平成24年1月～12月

現場管理職を対象に研修会を実施し、制度への理解と相談体制の充実を図る

平成25年1月～

結婚・出産・育児による退職者の再雇用制度導入の具体的な検討を行う

男性社員の配偶者出産時の特別休暇取得の促進、又、育児休暇取得の実現ができるような環境づくり

【対策】

平成23年7月～

配偶者の出産時の特別休暇制度について社内報等で社員への周知を図る

平成24年1月～

現場管理職と男性の育児休暇取得のための問題点等の検討を開始

年次有給休暇の取得促進のための措置

【対策】

平成23年7月～

管理者に対する定期的な促進案内を実施する

平成24年1月～

アニバーサリー休暇を導入し、計画的に休暇を取得できる職場環境を作る

所定外労働時間の削減ができるよう、社員の勤務状況の見直しを行い、雇用環境の整備を行う

【対策】

平成23年7月～

毎月の所定外労働管理をより綿密に行い、所定外労働の多い部署に対しては業務内容改善等の指導を行う

平成24年1月～

働き方を見直し、ワークライフバランスに考慮した環境作りに取り組む

学生のインターンシップ等、就業体験の積極的な提供を行う

【対策】

平成23年7月～

学生の就労体験学習の受け入れ、及び障害者の受け入れ等の推進を図り就労体験機会の提供を行う